

横浜市立大学附属市民総合医療センター
滅菌業務等委託 業者特定評価基準

1 提案の評価方法

提案書の評価は、あらかじめ公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター第一契約審査会で承認された評価基準を基に評価点を採点し、評価が高い上位者を交渉権者とします。

2 評価委員会における評価手順

多様な視点から評価する評価委員会を設置し、評価を行います。

- (1) 評価委員会を開催し、提案書の精査及び提案書のプレゼンテーションの後、各評価委員は評価項目ごとに評価点を評価表へ記入します。
- (2) 評価後に評価表を回収し、事務局が集計し、評価委員会に報告します。
- (3) 評価委員会を公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター第一契約審査会に諮ります。

3 総合得点の算出方法

(1) 評価項目

- ア 滅菌業務等運営の基本的考え方【35点】
- イ 滅菌業務【100点】
- ウ 医療器材等管理・供給業務【15点】
- エ 自由提案【15点】
- オ その他（他院での業務実績、人員体制、提案金額）【35点】

(2) 各評価項目の評価点

提案書記述内容により、原則5点、4点、3点、2点、1点の5段階評価としますが、5段階評価の目安は、次のとおりとし、標準的な評価は3点とします。

【評価の目安】	
点数	内容
5	極めて優れている
4	優れている
3	標準的である
2	やや劣っている
1	劣っている

※評価委員は、上記の点数で評価します。

(3) 各評価項目のウェイト

各評価項目は重要度に応じ、2、3、4の係数を設定し、評価点に乗じます。

(4) 総合計点数

評価点の満点は**200点**とします。

4 一定レベルの業務の質を保てるよう、最大評価点（満点）の60%を評価基準点として、基準点を下回る場合には本プロポーザルを不成立とします。

5 評価の採点の合計点が同点の場合は、「5 具体的提案項目（2）滅菌業務、（3）医療器材等管理・供給業務」の合計点によって決定します。